

茨城県観光振興基本計画改定案に係る意見募集結果

県では、茨城県観光振興基本計画改定案に係るパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からご意見を募集しました。

この度、お寄せいただいたご意見の概要及びそれらに対する県の考え方について、以下のとおり公表いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約させていただいておりますのでご了承ください。

今回、ご意見をいただいた皆様方に厚くお礼申し上げます。

1 意見募集期間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月11日（水） 30日間

2 意見募集時の閲覧方法

- ・茨城県ホームページ、いばらき電子申請・届出サービスに掲載
- ・観光戦略課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館での閲覧

3 寄せられた意見数

- (1) 意見提出者数： 4名
- (2) 意見数： 36件

4 意見の概要及び県の考え方

別紙のとおり

5 意見募集時の公表資料

- ・茨城県観光振興基本計画改定案の概要
- ・茨城県観光振興基本計画改定案

6 お問い合わせ先

営業戦略部観光戦略課観光戦略担当

TEL : 029-301-3617 FAX : 029-301-3629 E-mail : kanbutsu1@pref.ibaraki.lg.jp

(別紙) 茨城県観光振興基本計画改定案に係る意見募集結果

No.	意見対象箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	3 課題	・国内旅行を軸とした「交流人口」は、人口減少と軌を一にして劇的な増加が望めない一方、国は「関係人口」の創出を推進しようとしていることから、「3 課題」に「関係人口の推進」を追加することを提案する。追加が難しい場合でも、何らかの形で「関係人口」の記載を追加することを提案する。	・関係人口の創出は、「3 課題」において、国内の人口減少等に対応するための新たな観光需要の喚起や、国内外からの誘客促進を課題として挙げております。 ・このため、計画案は原案どおりとさせていただきますが、これらの課題を踏まえて、各基本方針に位置づけられる施策に取り組んでいく中で、関係人口の創出を推進してまいります。
2	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制の整備	・コンテンツ由来の来訪は局所集中が起きやすいため、予約・分散・見える化に加え、自治体・権利者・地域・ファンが共同で行動規範を作成し、住民生活の質の確保とセットで運用することを求める。	・ご提案の各取り組みは、主に「基本方針 1 (2) 受入体制の整備」、「基本方針 4：国内外への情報発信の強化」及び「基本方針 5：市場の特性を活かした海外誘客促進」に基づき取り組んでいくものであり、今後計画に基づき事業に取り組む上で参考とさせていただきます。
3	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制の整備 基本方針 5：市場の特性を活かした海外誘客促進	・文化資源の多言語解説や高付加価値化の施策に、コンテンツ来訪者向けの解説・導線・混雑対策を統合し、文化財保全と観光振興の両立を一体的に推進することを求める。	
4	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制の整備 基本方針 5：市場の特性を活かした海外誘客促進	・地域のウェブサイト、レコメンド機能、API連携等の観光DXを進める際、作品固有名詞やファン特有の行動（聖地巡礼、イベント参加等）に対応した多言語案内や、対話型ガイドによる来訪時のマナー啓発等、現場UXの改善を重視することを求める。	
5	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制の整備 基本方針 4：国内外への情報発信の強化	・大規模イベント活用施策に、全国各地の同人イベント等の分散型イベントも位置付け、宿泊・飲食・交通への波及を可視化しつつ、地域負荷を抑える運営（導線、会場、情報発信）を支援することを求める。	
6	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制等の整備	・基本方針 1 の「おもてなし日本一に向けた基盤づくり」は、観念的な表現でなく効果測定が可能なものとするため、「市場別おもてなしの最適化とその基盤づくり」という表現とすることを提案する。	
7	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制等の整備	・基本方針 1 (2) ②において「二次交通の充実促進」とあるが、中核になるのはライドシェアであるため、「公共ライドシェアを含む二次交通の充実促進」という表現にしてはどうか。	・二次交通の中核となる交通手段は、今後議論・検討を進めていく課題ととらえており、計画案は原案どおりとさせていただきますが、ご意見は今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。
8	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制等の整備	・県外から訪問する場合の交通手段や乗り換え方法の分かりにくさを改善するため、バス情報などを全国統一化したオープンデータにするよう推進してはどうか。	・「基本方針 1 (2) 受入体制等の整備」に記載のとおり、スマートフォンの活用等による現地での観光情報の提供に取り組んでいくこととしており、ご意見は今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。
9	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制等の整備	・ユニバーサルデザイン整備は進んできたが、障がい者の意見も取り入れるべき。また、障害者マークに関する認識不足による身障者等用駐車場の不正利用なども見受けられるため、関係部局とも連携して利用マナーの啓発に取り組んでほしい。	・「基本方針 1 (2) 受入体制等の整備」に記載のとおり、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応に取り組むことにより、すべての人が快適に観光できる環境整備を推進してまいります。
10	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制等の整備	・バリアフリーやユニバーサルデザインは、荷物の多い観光客やベビーカー利用者なども想定し、障がい者や高齢者に限定するべきではない。	・「基本方針 1 (2) 受入体制等の整備」に記載のとおり、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応に取り組んでおり、障がい者や高齢者を限定したものではなく幅広い利用者を想定したものと考えております。
11	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (2) 受入体制等の整備	・外国人対応のための多言語化支援ツールの活用について、積極的な啓発をお願いしたい。	・「基本方針 1 (2) 受入態勢等の整備」に記載のとおり、案内表示の多言語化などに取り組んでいくこととしており、ご意見は今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。

No.	意見対象箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
12	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (3) 観光DXの推進	・基本方針 1 (3) ②において「AI技術を活用した取組の拡充」とあるが、これからは活用だけでなく生成AIに「選ばれる」ことが重要になるため、「生成AIに選ばれる施策推進」を付け加えてはどうか。	・生成AIに選ばれるためには、適切な情報発信や話題性のあるプロモーション、魅力ある観光地域づくりなどの取組みが重要であると考えており、計画案は原案どおりとさせていただきますが、これらの取組みを計画に基づき推進してまいります。
13	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (4) SDGsを意識した取組の推進	・基本方針 1 (4) における「SDGsを意識した取組の推進」は、世界的に使われている用語である「持続可能 (サステナブル) な取組の推進」とすることを提案する。また、サステナブル認証の取得を目指すことも明記してはどうか。	・上位計画である県総合計画において、SDGsを政策展開の重要な視点のひとつとして位置付けており、本計画においても同様の文言を用いております。 ・サステナブル認証の取得は、認証の趣旨や日本版持続可能な観光ガイドラインなどを研究しながら、今後の事業に取り組みの上で参考とさせていただきます。
14	基本方針 1：おもてなし日本一に向けた基盤づくり (5) 多様なデータの収集・分析	・基本方針 1 (5) における「多様なデータの収集・分析」は、分析して終わりではなくその分析結果を施策へ反映していくことを意思表示するために「多様なデータの収集・分析と、施策への反映」とすることを提案する。	・ご意見を踏まえ、「基本方針 1 (5) 」の「多様なデータの収集・分析」を、「多様なデータの収集・分析及び施策への反映」に変更するとともに、項目内の文章も変更いたしました。
15	基本方針 2：稼げる観光産業の振興と観光消費額の向上 (1) 観光拠点となる施設の整備	・既存の観光資源を活用する視点に加えて、将来に向けて新たな観光資源 (コンテンツの舞台になり得る魅力的な都市景観・空間そのもの) を意識的に創出し、維持・継承していく視点を位置づけていただきたい。	・ご意見の視点は、「基本方針 2 (1) 観光拠点となる施設の整備」に位置付けており、計画案は原案どおりとさせていただきますが、引き続き、観光拠点となる観光施設の誘致等、新たな観光資源の創出に取り組んでまいります。
16	基本方針 2：稼げる観光産業の振興と観光消費額の向上 (1) 観光拠点となる施設の整備	・宿泊施設の誘致は大規模施設だけでなく民泊・簡易宿所など小規模施設も対象として位置づけるとともに、地域資源としての古民家改修への補助を充実させ、開業しやすい環境整備を求める。	・「基本方針 3 (3) 宿泊施設等の充実」に記載のとおり、宿泊施設の事業者の取組みを支援することにより、民泊などを含む宿泊施設の充実や開業を後押ししてまいります。
17	基本方針 2：稼げる観光産業の振興と観光消費額の向上 (3) 「新たな旅のスタイル」など旅行者の嗜好や行動の変化をとらえた事業の展開 基本方針 3：魅力ある観光地域づくり (3) 宿泊施設等の充実	・民泊については、過度な規制を避け、衛生・安全を確保しつつ地域の実情に応じて推進するべきである。	
18	基本方針 2：稼げる観光産業の振興と観光消費額の向上 (4) 観光事業者への支援等	・作品の物語性を活かしたまま、地域の周遊導線や来訪時のマナー啓発、制作背景の紹介などを一括して商品化できる雛形を整備し、DMO等で活用できるよう支援することを求める。	・ご意見は、「基本方針 2 (4) 観光事業者への支援等」に記載の魅力ある観光地域づくりを推進するDMOに対する今後の支援を検討する際の参考とさせていただきます。
19	基本方針 2：稼げる観光産業の振興と観光消費額の向上 (3) 「新たな旅のスタイル」など旅行者の嗜好や行動の変化をとらえた事業の展開 基本方針 3：魅力ある観光地域づくり (2) 各種ツーリズムの推進	・県内には、工業や農業などの産業に関する歴史資源が点在するため、各種ツーリズム等と組み合わせ高付加価値の観光コンテンツとして活用する視点を強化してほしい。	・ご意見の視点は、「基本方針 2 (3) 『新たな旅のスタイル』など旅行者の嗜好や行動の変化をとらえた事業の展開」、「基本方針 3 (2) 各種ツーリズムの推進」において取り組んできたところであり、計画案は原案どおりとさせていただきますが、引き続き、歴史資源を活用した観光コンテンツづくりを推進してまいります。
20	基本方針 3：魅力ある観光地域づくり 基本方針 6：地域の特性を活かした国内誘客促進	・つくば市の研究機関一般公開やサイエンスツアーを、茨城県ならではの観光資源として位置づけるとともに、つくばの街歩き、県産食材を活かした飲食、筑波山やりんろロード等と組み合わせた広域周遊型コンテンツとして磨き上げる視点を盛り込んでほしい。	・ご意見の視点は、これまでも「基本方針 3」、「基本方針 6」などに基づく施策で取り組んできたところであり、計画案は原案どおりとさせていただきますが、引き続き、広域周遊型の観光コンテンツの創出・磨き上げに取り組んでまいります。
21	基本方針 3：魅力ある観光地域づくり 基本方針 5：市場の特性を活かした海外誘客促進 基本方針 6：地域の特性を活かした国内誘客促進	・「科学」「農」「食」「自然」「国際性」等を組み合わせた新しい滞在価値を創出できるつくば市など、地方誘客や消費拡大に寄与する地方都市モデルへの支援を示してほしい。	・地方誘客や観光消費拡大に寄与する地方都市への支援は、「基本方針 3」、「基本方針 5」及び「基本方針 6」に記載のとおり、地域の特性を活かした観光資源の発掘・活用、戦略的な誘客プロモーション、滞在・体験型旅行商品の造成などにおいて取り組んでいくため、計画案は原案どおりとさせていただきます。

No.	意見対象箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
22	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (1) 観光資源の発掘・活用	・観光資源の発掘・活用において、農業体験や漁業体験を宿泊や周遊と結び付け地域消費拡大を図るため、農業・漁業を観光利用する視点を盛り込んでほしい。	・ご意見の視点は、「基本方針3(1) 観光資源の発掘・活用」に位置づけており、地域特有の観光資源の充実や新たな取組の支援を進めているため、計画案は原案どおりとさせていただきます。
23	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (1) 観光資源の発掘・活用	・「ご当地アニメ」は、ゲームやマンガに由来する場合もあるほか、「郷土料理」は、笠間の栗やつくばのブルーベリー、銚田のメロンのデザートなど茨城県の多様な食の魅力(農産物、畜産物、水産物、加工食品、菓子、飲料等)を十分に表しきれていないように思われるため、より幅広い表現を検討していただきたい。	・ご意見の趣旨を踏まえ、「基本方針3(1) 観光資源の発掘・活用」の②中の「ご当地アニメ」を、「アニメ等のご当地作品」に変更いたしました。また、「郷土料理などの食」を、「郷土料理や地場の食材を活かした多様な食」に変更いたしました。
24	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (1) 観光資源の発掘・活用 基本方針4：国内外への情報発信の強化 (1) 国内へ向けた情報発信	・アニメなどのIP活用においては、単なる情報発信素材で終わらず、周遊や現地消費にもつなげていくべきであり、県単独でなく、市町村、観光協会、交通事業者、商工団体等との連携体制を明記し、地域特有の観光資源として継続的に磨き上げる仕組みを整備することを期待する。	・アニメ等のIP活用においては、県内の周遊を促し地域の魅力に触れていただけるような施策・イベント等をこれまで実施しており、引き続き、関係者とも連携しながら取り組んでまいります。
25	基本方針2：稼げる観光産業の振興と観光消費額の向上 (2) 本県を代表する食や土産品の発掘・開発、販売促進による観光産業の振興 基本方針3：魅力ある観光地域づくり (1) 観光資源の発掘・活用	・茨城県の食の魅力を観光消費につなげるため、飲食空間の演出、景観や地域文化と調和した店舗デザイン、写真映えなど、食を単なる物産にとどめず「滞在体験」として磨き上げる視点を計画に盛り込むべき。	・ご意見の視点は、「基本方針2(2) 本県を代表する食や土産品の発掘・開発、販売促進による観光産業の振興」、「基本方針3(1) 観光資源の発掘・活用」において取り組んできたところであり、計画案は原案どおりとさせていただきますが、引き続き、食を含めた滞在体験の充実を推進してまいります。
26	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (1) 観光資源の発掘・活用	・ご当地アニメ等については、アニメの舞台やロケ地を単独で扱うのではなく、県内に点在する産業遺産や歴史的街並みなどと組み合わせ活用する視点を強化してほしい。	・ご意見の視点は、「基本方針3(1) 観光資源の発掘・活用」において取り組んできたところであり、計画案は原案どおりとさせていただきますが、引き続き、アニメ等のご当地作品を活用した観光資源の充実を推進してまいります。
27	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (1) 観光資源の発掘・活用	・アニメ等のIPの活用にあたっては、実写作品におけるフィルムコミッションのように、自治体、出版社、制作会社等が連携しやすい環境を整備するべき。	・アニメ等のIP活用における環境整備は、「基本方針3」「基本方針4」において取り組んできたところであり、ご意見は今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。
28	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (2) 各種ツーリズムの推進	・国の観光立国推進基本計画を踏まえ、茨城県においても大洗のガールズアンドパンツァー、牛久のラプライブ、つくばの宇宙兄弟などのようなコンテンツツーリズムに取り組んでほしい。	・魅力ある観光地域づくりに向けて、アニメ等のご当地作品を活用した観光資源の充実やロケ地を訪れるロケツーリズムなどに取り組んでいるところであり、引き続き、本県ゆかりのアニメやマンガ等を活用した観光振興に取り組んでまいります。
29	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (2) 各種ツーリズムの推進	・アグリツーリズムやグリーンツーリズムなど農村を活かした誘客に取り組んでほしい。	・「基本方針3(2) 各種ツーリズムの推進」の取り組みの一環として、これまでグリーンツーリズムなどに取り組んできたところであり、引き続き、各種ツーリズムを推進する中で農村を活かした誘客に取り組んでまいります。
30	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (2) 各種ツーリズムの推進	・アニメ・マンガに加え、ゲーム、ライトノベル、特撮、Vtuber等も含む「コンテンツツーリズム」を明記し、地域側が事業化しやすい定義・事例集の整備を求める。	・各種ツーリズムに関する原案の記載は、一例として記載しているものであり、ご意見の点は、「基本方針3(2) 各種ツーリズムの推進」の中で取り組んでまいりますので、計画案は原案どおりとさせていただきます。 ・事例集の整備については、今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。
31	基本方針3：魅力ある観光地域づくり (4) 観光地のブランド化の推進	・基本方針3(4)の「観光地のブランド化の推進」について、観光は観光地だけでなく移動や食事を含む全行程から成り立つことから、「観光 destinationsとしてのブランディング強化」として、普遍的な観光ブランディングを検討することを提案する。	・広域的に観光のブランド化を推進していくことが重要であるため、ご意見の趣旨を踏まえ、「基本方針3(4)」の「観光地のブランド化の推進」を、「地域のブランド化の推進」に変更いたしました。
32	基本方針3：魅力ある観光地域づくり	・つくばの研究機関や科学系展示施設について、アニメ等のIPと連携させて観光資源として活用することも視野に入れ、周遊ルート、多言語対応、物販・飲食連携等を戦略的に磨き上げていくべき。	・IP等と観光資源を連携させた観光資源の磨き上げは、「基本方針3」において取り組んできたところであり、ご意見は今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。

No.	意見対象箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
33	基本方針4：国内外への情報発信の強化 (1) 国内へ向けた情報発信	・「コンテンツ」の対象範囲として「ゲーム、アニメ（キャラクターを含む）、マンガ（ライトノベル等の文芸を含む）、音楽（舞台を含む）、実写」を例示し、映像フォーマットやゲーム媒体の別を問わず対象となり得ることを明確化してほしい。	・ご意見の点は、計画案においては「IP」として記載しており、「基本方針4（1）⑤」における注記（※3）において対象範囲を例示しております。
34	基本方針4：国内外への情報発信の強化	・茨城空港就航先の図書館等に対して茨城県の観光ガイドブック、自治体資料等を寄贈することで、現地旅行会社やメディア等が取り上げやすくなると聞いたので、PRのために取り組んでほしい。	・茨城空港就航先に対する情報発信は、「基本方針4」などにおいて取り組みを推進してきたところであり、ご意見は今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。
35	基本方針5：市場の特性を活かした海外誘客促進 (2) 滞在・体験型旅行商品の造成促進	・外国人富裕層等の新たな誘客に向けて、単に名所や名産品を列挙するだけにとどまらず、それぞれの土地の歴史や文化的背景等をつなぎ、上質な滞在体験を提供する取組を位置付けてほしい。	・ご意見の視点は、「基本方針5（2）滞在・体験型旅行商品の造成」において取り組んできたところであり、計画案は原案どおりとさせていただきますが、引き続き、付加価値の高い上質な観光サービスの創出等に取り組んでまいります。
36	基本方針5：市場の特性を活かした海外誘客促進 (3) 受入環境整備の充実	・基本方針5（3）②において「地元人材を活用したガイド人材の育成」とあるが、インバウンドの場合は地元人材では限界があるため、「地元人材及び国際人材を活用したガイド人材の育成」とすることを提案する。	・地元人材に限らず多様な人材を活用してインバウンドを受け入れていくことが重要であるため、ご意見の趣旨を踏まえ、「基本方針5（3）受入環境整備の充実」の②中の「地元人材」を、「国際人材等」に変更いたしました。